

「宇都宮市地域防災計画」の概要

○ 総則編

現行計画の概要	計画（修正案）の概要	ページ															
第2節 防災関係機関等の役割分担																	
（第2 市民及び事業所の基本的責務） 「自らの生命は自ら守る」という自助が防災の基本であり、平常時は、地域の防災活動に積極的に参加するとともに、災害発生時には、自身の身を守り、自主防災組織に協力する。	【修正】 （第2 市民及び事業所の基本的責務） 「自らの生命は自ら守る」という自助、「自分たちの地域は自分たちで協力し合って守る」という共助が防災の基本であり、平常時は、地域の防災活動に積極的に参加するとともに、災害発生時には、自身の身を守り、自主防災組織に協力する。	P 11															
第3節 市勢の概要																	
（第3 災害履歴） 栃木県の周辺で起こり得るとされている地震 内陸型地震（内陸の活断層で発生する地震）	【修正】 （第3 災害履歴） 栃木県の周辺で起こり得るとされている地震 内陸型地震（内陸の活断層で発生する地震）	P 19															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>マグニチュード (地震の大きさの規模)</th> <th>地震発生確率 (30年以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立川断層帯</td> <td>7.4程度</td> <td>ほぼ0.5%~2%</td> </tr> </tbody> </table>	地震	マグニチュード (地震の大きさの規模)	地震発生確率 (30年以内)	立川断層帯	7.4程度	ほぼ0.5%~2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>マグニチュード (地震の大きさの規模)</th> <th>地震発生確率 (30年以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立川断層帯</td> <td>7.4程度</td> <td>ほぼ0.5%~2%</td> </tr> <tr> <td>【参考】関谷断層</td> <td>7.5程度</td> <td>ほぼ0%</td> </tr> </tbody> </table>	地震	マグニチュード (地震の大きさの規模)	地震発生確率 (30年以内)	立川断層帯	7.4程度	ほぼ0.5%~2%	【参考】 関谷断層	7.5程度	ほぼ0%	
地震	マグニチュード (地震の大きさの規模)	地震発生確率 (30年以内)															
立川断層帯	7.4程度	ほぼ0.5%~2%															
地震	マグニチュード (地震の大きさの規模)	地震発生確率 (30年以内)															
立川断層帯	7.4程度	ほぼ0.5%~2%															
【参考】 関谷断層	7.5程度	ほぼ0%															
第4節 地震被害想定																	
（第1 前提条件） 平成7~8年度に実施した防災アセスメント調査を基に、海洋型地震（震度6弱）、直下型地震（震度7）を想定し、避難者数等の被害を予測する。	【修正】 （第1 前提条件） 県が平成25年度（平成26年5月公表）に実施した「地震被害想定調査」の結果を基に被害想定（本市役所直下地震マグニチュード6.9）を行う。	P 20 ~ 21															
（第2 被害想定） 地震の発生時刻は冬季の平日の夕方とした。 ○ 建物被害 ・ 全壊 7,809棟 ・ 半壊 27,130棟 ○ 人的被害 ・ 死者 637人 ・ 負傷者 2,085人 ・ 避難者 46,540人	【修正】 （第2 被害想定結果） ○ 建物被害（想定シーンは冬 深夜） ・ 全壊 9,847棟 ・ 半壊 28,532棟 ○ 人的被害 ・ 死者 610人（想定シーンは冬 深夜） ・ 負傷者 7,241人（想定シーンは冬 深夜） ・ 避難者 48,483人（想定シーンは冬 夕方） ※ 各項目において、最大の被害を想定していることから、時間帯が違うものを採用している。																

○ 震災対策編 第1章 災害予防計画

現行計画の概要	計画（修正案）の概要	ページ
第3節 防災訓練計画		
（第1 総合防災訓練） 市民や防災関係機関、学校、事業所等の参加を得て、総合防災訓練を実施する。	【追記】 （第1 総合防災訓練） 市民や防災関係機関、学校、事業所等の参加を得て、総合防災訓練を実施する。 ア 地震発生又は緊急地震速報が発表された場合の避難行動訓練	P 33
第4節 自主防災組織の育成に関する計画		
市民や事業所等が協力し、効率的な地域防災活動が図れるよう、自治会、事業所等による自主防災組織の育成・強化を図る。	【修正】 第4節 地域防災の充実に関する計画 【修正】 市民や事業所等が協力し、効率的な地域防災活動が図れるよう、自治会、事業所等による自主防災組織の育成・強化を図るとともに、自助・共助の精神に基づく活動支援体制の整備を行う。	P 35
	【新規】 （第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進） 一定の地区内の市民、事業者が、防災訓練の実施、備蓄等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、地区防災計画を作成し、市防災会議に提案することができる。	P 38
第5節 応援体制の確立に関する計画		
（第1 防災関係機関との連携） 防災会議、防災訓練、連絡会等を通じて、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう、連携を強化する。	【修正】 （第1 防災関係機関との連携） 防災会議、防災訓練、国・県・市災害対策連絡協議会等を通じて、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう、連携を強化する。	P 39
（第4 民間業者等との連携） 民間業者との新たな協定の締結について推進する。	【追記】 災害発生時に事業所等が保有する施設、資機材等の提供を受ける「防災協力事業所等登録制度」により、市、事業所等、地域が連携した防災協力体制を強化する。	P 40
第10節 飲料水・食糧等の確保計画		
	【新規】 （第2-4 平常時における燃料確保対策） 県と栃木県石油商業組合との災害協定が円滑に運用できるよう、平常時から連携を図り、災害時の車両や重要施設への燃料確保対策に努める。	P 59
第11節 防災拠点・避難場所等の整備計画		
（第1-3 災害活動拠点） 救援物資の集積や応援人員の配備調整を図るため、大規模公園等を中心に、災害活動拠点として必要な整備を図る。	【追記】 （第1-3 災害活動拠点） 県が道の駅等を支援物資供給拠点等に位置づけしており、市は関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化を促進する。	P 60
（第2-1 避難場所の指定） (2) 一時避難場所の指定 一時避難場所とは、災害が発生した場合、一時的に避難し、様子を見て情報を得る場所をいい、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に指定する。	【修正】 （第2-1 避難場所の指定） (2) 一時避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4~6の「指定緊急避難場所」） 一時避難場所とは、災害が発生した場合、一時的に避難し、身の安全を図る場所をいい、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に指定する。	P 61

(3) 広域避難場所の指定	(3) 広域避難場所の指定 (災害対策基本法第49条の4~6の「指定緊急避難場所」)																					
(第2-2 避難所の指定) (1) 避難所 家屋の焼失や倒壊により被害を受けた者、あるいは被害を受けるおそれのある者が生じた場合、避難所として利用する施設を避難所として指定する。	【修正】(第2-2 避難所の指定) (1) 避難所 (災害対策基本法第49条の7~9の「指定避難所」) 一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に指定する。	P 6 2																				
第14節 災害時要援護者支援計画	【修正】第14節 要配慮者支援計画	P 6 9																				
(第1-1 在宅災害時要援護者対策) (1) 災害時要援護者の把握 在宅で生活している高齢者や障がい者のうち、支援が必要な要援護者について、日頃から次のような情報の把握に努めるものとする。 ア 居住地、自宅の電話番号 イ 家族構成 ウ 保健福祉サービスの提供状況 エ 近隣の連絡先、災害時の当該地域以外の連絡先その他災害時の安否の確認方法(複数の連絡先、安否確認方法を把握) オ 緊急避難時に特別なケアが必要とする者 (2) 避難支援計画の策定 安全かつ適切に避難誘導ができるよう、自主防災組織、自治会、民生委員、地区社会福祉協議会、福祉協力員、老人クラブ会員等を中心とした連携・協力体制を整備し、要援護者を支援するのに必要な情報を記載した「災害時要援護者希望申込書兼台帳」の整備を図り、要援護者一人一人に配慮した避難支援計画の策定に努める。 (3) 地区支援班 要援護者の把握や避難支援者の選任など、日頃から要援護者を支援する体制を整備するとともに、災害時に情報伝達や安否確認などを行うため、地区支援班の設置に努める。	【修正】(第1-1 在宅要配慮者対策) (1) 避難行動要支援者名簿の作成 ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 災害発生時に自ら避難することが困難であり、避難の支援を要する者 <table border="1" data-bbox="1039 667 1732 994"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難行動要支援者の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>要介護3以上の在宅生活高齢者</td></tr> <tr><td>2</td><td>「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」の見守り対象者</td></tr> <tr><td>3</td><td>身体障がい者手帳1・2級</td></tr> <tr><td>4</td><td>療育手帳A・A1・A2</td></tr> <tr><td>5</td><td>精神障がい保健福祉手帳1級</td></tr> <tr><td>6</td><td>障がい者福祉サービスを受けている難病患者</td></tr> <tr><td colspan="2">※4~6のうち「施設入所支援」・「療養介護」受給者を除く</td></tr> <tr><td>7</td><td>その他災害時の支援が必要と市長が認める方</td></tr> <tr><td colspan="2">※7は、妊産婦、こども、外国人等を含む</td></tr> </tbody> </table> イ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・ 市の関係部局が把握している情報を集約する。 ・ 必要に応じ県知事に情報提供を求める。 (2) 避難行動要支援者名簿の更新 把握している情報を適宜更新し、最新情報の把握に努める。 (3) 避難行動要支援者名簿の提供 ア 名簿情報の提供 (イ) 平常時から個人情報の提供に同意した者については、予め支援関係者に情報提供する。 (イ) 災害発生時には要支援者を保護するため、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。 イ 避難支援等関係者 各地区支援班(自主防災会、自治会等)、消防、警察等を避難支援等関係者とする。 (4) 避難行動要支援者名簿の適正管理について 提供を受けた者に対し、守秘義務が課せられることを説明・指導し、名簿情報を適正に管理する。 (5) 災害時における避難行動要支援者名簿の活用 ア 避難のための情報伝達 避難に関する情報を広報車、市ホームページ等により周知するほか、避難支援等関係者から要支援者に口頭で伝達する。 イ 避難行動要支援者の避難支援 地区支援班が名簿情報に基づき、要支援者の特性に配慮し避難支援を行う。	避難行動要支援者の定義		1	要介護3以上の在宅生活高齢者	2	「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」の見守り対象者	3	身体障がい者手帳1・2級	4	療育手帳A・A1・A2	5	精神障がい保健福祉手帳1級	6	障がい者福祉サービスを受けている難病患者	※4~6のうち「施設入所支援」・「療養介護」受給者を除く		7	その他災害時の支援が必要と市長が認める方	※7は、妊産婦、こども、外国人等を含む		P 6 9 ~ 7 3
避難行動要支援者の定義																						
1	要介護3以上の在宅生活高齢者																					
2	「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」の見守り対象者																					
3	身体障がい者手帳1・2級																					
4	療育手帳A・A1・A2																					
5	精神障がい保健福祉手帳1級																					
6	障がい者福祉サービスを受けている難病患者																					
※4~6のうち「施設入所支援」・「療養介護」受給者を除く																						
7	その他災害時の支援が必要と市長が認める方																					
※7は、妊産婦、こども、外国人等を含む																						

○ 震災対策編 第2章 災害応急対策計画

現行計画の概要	計画(修正案)の概要	ページ
第3節 災害情報収集・伝達計画		
	【新規】(第5-4 被災者情報の収集等) (1) 被災者台帳の整備 被害状況や各種の支援措置の実施状況等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じ作成し、総合的かつ効率的な支援の実施に努める。 (2) 安否確認情報 被災者の安否について市民等から照会があった場合、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。	P 1 0 9
第5節 応急避難対策計画		
(第1-2 避難準備情報、避難勧告・指示の実施) 避難準備情報、避難勧告・指示は、「宇都宮市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、直近の気象情報や河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断し発令する。	【追記】(第1-2 避難準備情報、避難勧告・指示の実施) 市長が避難指示等を判断する場合において、知事や気象台等に対し、助言を求めることができる。 また、避難指示等の発令にあたり、避難のための立退きが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	P 1 1 6
(第5 避難所の管理運営) 避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。	【追記】(第5 避難所の管理運営) また、避難者に必要な情報を提供する。	P 1 2 1
第13節 食料・生活必需品供給計画		
(第2 生活必需品の供給) (2) 民間業者等からの調達 発災後に必要な物資は、民間業者との協定に基づき流通業者に協力を要請し、調達する。	【追記】(第2 生活必需品の供給) (2) 民間業者等からの調達 通常の燃料供給ルートが機能しない場合等には、県と栃木県石油業協同組合で締結した協定に基づき、予め指定した緊急車両や重要	P 1 6 1

	施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請する。	
第14節 医療・助産計画		
	【新規】 (第1-2 実施体制) 医療救護活動の実施に当たり、災害医療本部を設置する。 災害医療本部内には現地総括者、現地医療指揮者、現地医科医療指揮者、現地歯科医療指揮者、現地薬剤指揮者を配置する。	P164
(第1-2 救護班等の出動要請) (1) 救護班等の出動要請 ア 市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ医療関係団体に対し、特別救護班等の出動を要請する。 イ 市長は、災害の状況に応じ、知事に対して、救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。	【修正】 (第1-4 特別救護班等の編成と活動) (1) 特別救護班等の出動要請 ・ 市長は、必要に応じ医療関係団体に対し、特別救護班等の出動を要請する。 ・ 特別救護班等は、災害時医療救護活動マニュアルに基づき、出動するものとする。 ・ 市は災害の状況に応じ、知事に対し医療支援チーム等の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。	P167
(第1-3 特別救護班) (1) 編成 特別救護班の編成は、医師、看護職、柔道整復師事務職をもって構成する。	【修正】 (第1-4-(2)) 特別救護班等の編成等 ア 医科特別救護班 医師、薬剤師、看護師、柔道整復師、事務職で構成する。 イ 歯科特別救護班 歯科医師、歯科衛生士、事務職で構成する。 ウ 薬剤供給班 薬剤師で構成する。	

○ 震災対策編 第3章 災害復旧・復興計画

	現行計画の概要	計画（修正案）の概要	ページ
第1節 公共施設等の災害復旧		【修正】 第1節 公共施設等の災害復旧・復興	P216
		【新規】 (第3 復興計画の策定等) 著しく異常かつ激甚な非常災害時には、市は必要に応じ「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、県が定めた復興基本方針を踏まえ、復興計画を定めるものとする。 1 復興推進本部の設置 必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始め関係機関との連絡調整を行いながら、復興対策を実施する。 2 復興計画の作成 県の復興基本方針を踏まえ、被災の復旧にとどまらず再建に向けた復興計画を策定し、計画的に復興を進める。	P217
第4節 民生安定化のための緊急措置			
(第4 被災者生活再建支援制度) 1 被災者生活再建支援制度 災害により著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用し被災者生活再建支援金を支給する。		【追記】 (第4 被災者生活再建支援制度) 2 栃木県被災者生活再建支援制度 被災者再建支援法が適用されない被災世帯を支援するため、県と市町が共同し、支援制度を創設している。	P225

○ 風水害・放射線等対策編 第1章 災害予防計画

	現行計画の概要	計画（修正案）の概要	ページ
第11節 土砂災害予防計画			
		【新規】 (第4-2 警戒避難体制の整備) 市は、警戒区域の指定があった場合、警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。	P17

○ 風水害・放射線等対策編 第2章 災害応急対策計画

	現行計画の概要	計画（修正案）の概要	ページ										
第3節 災害情報収集・伝達計画													
(第3-4 予警報の種類と内容) (1) 注意報・警報・気象情報 ア 注意報 イ 警報		【追記】 ウ 特別警報 宇都宮地方気象台は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨など重大な災害の起こるおそれ大きい場合に「特別警報」を発表する。市は、速やかに市民への周知を図る（防災情報メール、ホームページ、広報車の巡回など）。	P35										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨特別警報	・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨が予想される場合	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が予想される場合	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
種類	発表基準												
大雨特別警報	・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨が予想される場合												
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が予想される場合												
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合												
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合												
第8節 水防計画													

	<p>【新規】 水防計画は、別冊「宇都宮市水防計画」によるものとしており、下記のとおり、「宇都宮市水防計画」P44に記載</p> <p>第36 河川管理者の協力 市長は、自らが行う水防のための活動に対し、河川管理者に協力を依頼することができる。</p>	
【新規】第33節 突風・竜巻等対策計画		
	<p>(第1 市民への普及啓発)</p> <p>1 竜巻の特性 竜巻などは、発現時間が短く極めて小規模な現象のため、最新の技術を用いても観測や予測が難しいので「竜巻注意情報」の精度は必ずしも高くない。</p> <p>2 竜巻に関する広報 市民が竜巻に関する気象情報を入手して発生に備えておく必要があることから、平時より、とるべき行動等を周知する。</p>	P 7 9
	<p>(第2 竜巻等の発生時の情報収集・提供等)</p> <p>1 情報の収集・提供 気象台や報道機関との連携など平常時から情報の収集・提供のできる体制整備に努める。</p> <p>2 目撃情報を活用した竜巻注意情報の提供 目撃情報による竜巻注意情報については、防災メール等で市民に対して情報提供に努める。</p>	
【新規】第34節 雪害対策計画		
	<p>(第1 災害発生の未然防止)</p> <p>大雪時に安全な道路交通の確保が図られるよう、降雪の状況に応じた除雪等の措置を適切に実施するための体制整備に努める。</p>	P 8 1
	<p>(第2 積雪対策)</p> <p>1 道路整備 市民の安全な生活の確保を図るため、道路管理者は、積雪、堆雪等に配慮した道路や設備の整備、維持管理等を行う。</p> <p>2 除雪体制の整備 大雪時に、緊急に道路交通を確保し、市民の除雪中の事故防止を図るため、除雪を実施する体制の整備に努める。</p> <p>3 連絡体制の強化 異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。</p>	
第35節 放射線対策計画		
	<p>【新規】 (第1 原子力災害対策重点区域等) 本節の計画の作成又は修正に際し、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。</p> <p>(第1-1 原子力災害対策重点区域)</p> <p>①予防的防護措置を準備 (PAZ: 原子力施設から概ね5km) ②緊急時防護措置を準備 (UPZ: 原子力施設から概ね5~30km)</p> <p>(第1-2 プルーム通過時の防護措置を実施する地域: PPA) UPZ (原子力施設から30km) の範囲外であっても、プルーム通過時には防護措置が必要となる場合がある。</p> <p>(第1-3 緊急事態区分及び緊急時活動レベル) 緊急事態の初期対応段階を3つに区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EAL1: 警戒事態 ・ EAL2: 施設敷地緊急事態 ・ EAL3: 全面緊急事態 <p>(第1-4 運用上の介入レベル) 防護措置の実施基準としてOILが設定</p> <p>ア 避難・屋内退避等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OIL1: 住民等を数時間内に屋内退避等させる基準 ・ OIL2: 住民等を1週間程度内に一時移転させる基準 <p>イ 人のスクリーニング等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OIL4: 除染を講じるための基準 <p>ウ 飲食物のスクリーニング、摂取制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OIL6: 飲食物の摂取を制限する際の基準 	P 8 2
	<p>【新規】 (第2 注意活動: EAL1) 近隣県における原子力発電所等において事故等 (EAL1) が発生した場合、市は県と連携しながら情報の収集にあたり、必要に応じ市民に情報を提供する。</p>	P 8 5
	<p>【新規】 (第4-5-(1) 飲食物の摂取制限) 国の緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、測定結果に基づく摂取制限の内容等について地方公共団体に伝達し、地方公共団体が住民等へ周知する。</p>	P 8 8
	<p>【新規】 (第6-4 各種制限の解除) 市は、県と連携を図り、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。</p>	P 9 0